

第30回八尾市人権尊重の社会づくり審議会

日 時：平成28年2月12日（金）午前10時～正午

場 所：八尾市役所 本館6階 大会議室

委 員：水鳥会長、池田副会長、西寺委員、林委員、松並委員、池上委員、孫委員、
奥田委員、水口委員、山本委員、阪本委員、新開委員、河委員

八尾市：山本副市長

事務局：松井人権文化ふれあい部長、網中人権文化ふれあい部次長、北野人権政策課長、
本鍋田人権教育課長、山本人権政策課長補佐、新沼人権政策課人権政策係長、
中田人権教育課人権教育係長、池田人権政策課人権政策係主査

○事務局

定刻になりましたので、只今より「第30回八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

案件に入ります前に、1点、委嘱状につきまして、御説明申し上げます。

本日の審議会は、委員の期間の更新後、最初の開催となりますことから、委嘱状の交付を行っております。

本来、お一人ずつ、委嘱状を交付させていただくべきところ、大変失礼かと存じますが、お手元、机上の方に配付させていただいております。

何卒、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本審議会は、資料がございますとおり、平成13年4月1日に施行されました、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に基づく審議会でございます。

その目的は、本条例第5条に規定されており、本市の人権尊重の社会づくりに関する事項について、御意見をお伺いすることを目的としているところでございます。

さて、本日の出席状況でございますが、委員15人のうち13人の委員の皆様にご出席をいただいております。

その結果、過半数の委員の皆様にご出席をいただいております。本審議会規則第3条第2項の規定に照らし、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議時間は、2時間以内を予定しております。円滑な会議の進行に、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本審議会は、従前より公開とさせていただいております。傍聴が認められておりますので、御報告申し上げます。

それでは、本日の審議会の開会にあたりまして、山本副市長から御挨拶を申し上げます。

○山本副市長

皆様、おはようございます。副市長の山本でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。

本来でございましたら、市長、田中誠太がまいりまして、親しく御挨拶申し上げるところでございますけれども、あいにく、大阪府の市長会長を今仰せつかっております。府の方の会議に出席いたしております。お許しいただきたいと思っております。かわりまして、私

の方で御挨拶させていただきたいと思います。

実は先週、障害者差別解消法がいよいよこの4月から施行されるということを踏まえまして、市の幹部職員を対象に、障害者差別解消法の研修を受けてもらいました。障がい者の方々にとっては、非常に大きな第一歩を記した法が整備されたというふうに考えます。

まだまだ課題はあるわけですが、一つは、障がい者の方にとって、不当な差別的取り扱いの行為のみならず、合理的配慮の不提供という不作為が位置づけられました。このことの意味は、大変大きなものであると考えますし、また、当事者参画という意味におきましても、極めて重要な法律が施行されるというふうに考えてございます。

まだまだ民間事業者に対する義務が課されなかった、あるいは、障がい者差別はしっかりと定義づけが不十分である等々、まだまだ課題があるとはいえ、我々自治体行政を担う立場といたしましては、特に本市が人権行政を市政運営の大きな柱として取り組んでまいった立場から申しまして、大変意義深い、またしっかりと行政運営に反映していく必要性を改めて感じたところでございます。合理的配慮、具体的に一つ一つの事案というものを積み重ねながら、しっかりとそのことを行政施策に活かしていく、そのことが非常に大事な時期になってございますし、これは単に障がい者の方々の法整備が図られたということにとどまることなく、人権施策全般にかかわる第一歩であり、そのことをしっかりと、差別のない地域社会をつくるうえで、行政施策として反映していく必要性を改めて感じているところでございます。

そういった意味におきましては、今後とも各審議会委員の皆様方の御尽力を賜る中で、本市の人権施策が誤りなきよう、御助言と御支援をよろしくお願いを申し上げたいというように思います。

御承知のことと存じますが、昨年、同和問題に関する大量の差別ビラが本市でまかれるというような悲しい事件がございました。同対審答申から50年、また特別措置法が施行されてから47年、半世紀にわたる市民の皆さん、また関係者の皆さんの努力に、まさに挑戦するがごとき行為が起こったということは、我々としてもしっかりと受け止めなければならない事象であるというふうに認識してございますし、今後とも、市民との協働を基本にしながら、そういった差別事象がこの八尾の町から根絶されるまで、精一杯の努力をしてまいる所存でございますので、どうか委員の皆様方におかれましては、一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、案件に入ります前に、委員の皆様を御紹介申し上げます。

机上に委員名簿を配布させていただいておりますので、時間の都合上、恐れ入りますが、お名前だけの御紹介にとどめさせていただきたいと思っておりますので、適宜、名簿を御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、水鳥委員でございます。

○水鳥委員

おはようございます。水鳥です。よろしくお願いいたします。

○事務局

池田委員でございます。

○池田委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

西寺委員でございます。

○西寺委員

西寺でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局

林委員でございます。

○林委員

林です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

松並委員でございます。

○松並委員

おはようございます。松並です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

池上委員でございます。

○池上委員

池上です。よろしくお願ひします。

○事務局

孫委員でございます。

○孫委員

孫といいます。よろしくお願ひします。

○事務局

奥田委員でございます。

○奥田委員

奥田です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

水口委員でございます。

○水口委員

水口です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

山本委員でございます。

○山本委員

山本です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

阪本委員でございます。

○阪本委員

阪本です。よろしくお願ひします。

○事務局

新開委員でございます。

○新開委員

新開です。よろしくお願ひいたします。

○事務局

河委員でございます。

○河委員

河です。よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、次に、事務局を御紹介申し上げます。

まず、人権文化ふれあい部長の松井でございます。

○松井部長

松井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

人権文化ふれあい部次長の網中でございます。

○網中次長

網中です。よろしくお願いいたします。

○事務局

人権政策課課長補佐の山本でございます。

○山本課長補佐

山本です。よろしくお願いいたします。

○事務局

係長の新沼でございます。

○新沼係長

新沼です。よろしくお願いいたします。

○事務局

主査の池田でございます。

○池田主査

池田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、人権教育課長の本鍋田でございます。

○本鍋田課長

本鍋田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

係長の中田でございます。

○中田係長

中田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

最後に、私、人権政策課長の北野でございます。

それでは、山本副市長におかれましては、この後、他の公務がございますので、失礼ながら、これにて退席とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○山本副市長

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、配付資料の御確認をお願いいたします。

まず、事前にお配りしております資料といたしまして、本日の次第書、資料1「各種団体・地区福祉委員会の人権啓発事業」、資料2「八尾市人権啓発推進協議会の取り組み」、

資料3「地区人権研修一覧表（年度別）」でございます。

また、本日机上に配付している資料といたしまして、資料4「差別事象等一覧」、「八尾市人権尊重の社会づくり条例及び本審議会の規則」、「八尾市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿」でございます。

資料に不足等がございましたら、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。

それでは、只今より、案件に移らせていただきます。

まず、案件1、会長・副会長の選出をお願いいたします。

会長・副会長につきましては、大変僭越でございますが、事務局より御提案させていただきたく存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局

ありがとうございます。

それでは、御異議なしと認めまして、事務局の方から御提案申し上げます。

事務局の案といたしまして、会長に水鳥委員を、副会長に池田委員をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、御異議がなければ、皆様、拍手をもって御承認をお願いいたします。

（拍手）

○事務局

ありがとうございました。

それでは、恐れ入りますが、水鳥会長、池田副会長におかれましては、正面の正副会長席へ移動をお願いいたします。

○事務局

それでは、改めまして、会長・副会長の方から御挨拶を賜りたく存じます。

まず、水鳥会長からお願いいたします。

○会長

只今会長に選任されました、大阪府立大学の水鳥でございます。

本日、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介させていただきたいと思っております。

勤務校は、大阪府立大学経済学研究科で、公法、パブリック論といいたまいますか、憲法、行政法、人権法を担当しております。特に、これまでの学問研究の経験等からですね、外国人の人権、とりわけ今話題になっています難民とか移民の権利、家族問題を中心に研究を進めております。

私の人権に対する考え方というのは、どういうものかということをお簡単に述べさせていただきますと、皆様、御存じかもしれませんが、民俗学者の宮本常一という著名な方が、社会的なマイノリティというのは、社会の片隅に置かれる。であるがゆえに、そこからですね、さまざまな現代の差別用語につながる、そういう表現が来ているんだと述べていました。私もそのような認識から自分の研究が日本の社会の中でも、とりわけマイノリティに位置づけられる外国人というものになっていきました。これは、私の切ない留学体験からもきているところではあるわけですが、そうした社会のマイノリティとか、傍らに置かれる人々たちへの共感といいますか、共感力というものが人権を支えるものであるというふうに自分自身では認識しております。この機会を通じながら、私自身も、皆さんの教えをいただきながら、自己投影に励みたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、本日、新たに、4名の委員をお迎えすることになりました。緊張されてるかもしれませんが、ちょっと肩の荷を解きほぐしながらですね、忌憚のない意見をこの審議会の中で開陳していただければ本望でございます。継続される委員の方も、何といたしましょうか、緊張的協働関係といたしましょうか、まあ、なれ合いになってはいけないとは思いますが。その緊張の中ですね、審議を深めていただければというのが、私の望むところでございます。

では、引き続き、よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、池田副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長

このたび、副会長を務めさせていただくことになりました、近畿大学法学部の池田と申します。よろしくお願いいたします。

先程、水鳥会長が紹介の中で御専門等を入れてこられましたので、私の方も新たな委員の方もいらっしゃると思いますので、その点、少し紹介させていただきますと、近畿大学法学部では憲法を担当しておりまして、人権と統治ですね、3点のあり方などを中心に授業をしております。

近畿大学は、この八尾市も若干かかっているというのを地図を見たときに気づきまして、非常に近い場所からこちらにうかがっているんですけども、私が、先程会長もおっしゃっておられました人権について常に思うのは、先程、副市長の方からも昨年の差別事象についてお話がありましたけれども、やはりそういった文書を出すという人の考え方というのは、一体ですね、その文書を発行したことによって、配布したことによって、一体何が起きるのか、どういうふうにならなければいけないのか、気持ちですね、つらい思いをするのかということに、やはり気づくということができていないのではないかというふうには、非常に強く思いました。

それは、授業をしても思うんですけども、やっぱり話してその内容を認識することによって、人権問題について気づいて、ああ、そういうふうには見ていなかったとか、考えたことがなかった、ということアンケートなどを通じて知ることが非常に多くあります。ですので、そういった点では、人権というものは、先程水鳥会長は、片隅にマイノリティの問題があるというようなことを少しおっしゃっておられましたけれども、私としては、そういったところを皆様に知っていただくことによって、それに気づくという点を非常に重視しながら、知らないことから気づくことによってその問題についての認識を深めていくということで、やはり、知らないということが一番怖いことなんではないかなというふうには常々思っております。

こちらの市では、先日まで、人権教育・啓発プラン策定審議会の方を務めさせていただいておりましたので、そういった部署で作成をされておりますプランをですね、皆様にご覧いただくことによって、また、これが何年かおきに実施されているわけですけども、そのプランなども見ておきますと、やはり10年前の人権の問題と今の人権の問題というのは、随分、見方、考え方、そして、対策の仕方というものが変わってきている、そして、よりよい社会、市のあり方というものを見つめ直しているということも実感できますので、その点、そういった活動が徐々に広がって行って、皆様の意識というものをどんどん積極的に持っていただけたらいいなというふうには思っております。

まだまだ未熟ではありますが、本当にこちらの審議会は人数も多く、いつも心強く思っ

ておりまして、水鳥会長のもと、肩の力を抜いた忌憚のない御意見などを頂戴していたかと思っておりますので、その点、今後もそのような形で色々な意見交換をさせていただきたく中で、勉強をさせていただければとも思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

水鳥会長、池田副会長、ありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、審議会規則第2条第2項の規定によりまして、水鳥会長にお願いさせていただきます。

水鳥会長、よろしく申し上げます。

○会長

それでは、案件2に移りたいと思います。

本日は、案件「これからの地域における人権啓発」について、委員の皆さんに御審議いただくことになっているわけですが、なぜ本日、この案件を取り上げたかといいますと、八尾市では地域分権を進めておりまして、今後、地域における人権にかかわる取り組みもより一層重要性が増してくるものとも考えられます。現在の地域における取り組みをこの場で一度皆さんと一緒に確認する中で、今後、地域において取り組んでいくべき人権啓発についての御意見をいただけたらというのが本日の趣旨でございます。

それでは、資料がございますので、資料1～3まで一括して、事務局の方からまずは説明をお願いしたいと思います。これからの説明は、着席したままで結構でございます。

○事務局

失礼いたします。

それでは、座って説明させていただきます。

案件2「これからの地域における人権啓発」について、御説明させていただきます。

本市では、現在、八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」に基づき、暮らしに身近な地域で、地域力を活かしたまちづくりとして地域分権を推進しております。

また、「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」に基づいて、地域に根づいた人権教育の推進として、「誰もが参加しやすい学習機会の提供」「学校と地域の連携の推進」「地域の関係団体等との連携や支援の推進」などを図っているところであります。

昨年度実施いたしました「人権についての市民意識調査」におきましても、「人権教育や啓発を今後どのように進めていけばよいか」という質問に対し、「学校での取り組みをより充実させるべきだ」が60%と最も高く、次いで、「地域のまちづくりとして取り組むべきだ」が30.2%と2番目に高くなっており、市民一人ひとりの人権意識を高めていくためには、本市で今進めている地域分権の取り組みを活かし、今後も地域での人権啓発が重要であると考えております。

資料1「各種団体・地区福祉委員会の人権啓発事業」をご覧ください。

地域における人権啓発の具体的な取り組みといたしまして、当課で把握しております、市内の各種団体及び地区福祉委員会の、平成23年度から平成26年度までの4年度分の人権啓発事業の一覧を記載しております。

各団体や地区福祉委員会におかれまして、研修会や施設見学を実施されるなど、さまざまな人権啓発に関する取り組みを各々のニーズに応じて実施いただいているところであります。

続いて、資料2をご覧ください。

当課が事務局を担当しております八尾市人権啓発推進協議会の取り組みについて御紹介

いたします。

八尾市人権啓発推進協議会は、市内30の各種団体と、市内32すべての地区福祉委員会で構成されており、地域が主体となった取り組みを推進し、差別のない明るいまちづくりをめざしております。取り組みといたしまして、みんなのしあわせを築く八尾市民集会や一日研修会を開催、また、地域における指導者として各地区福祉委員会に5名ずつ人権啓発推進委員を選出し、人権啓発推進委員養成研修を実施し、各委員が地域の人権啓発の推進役として活動しております。さらに、各地区福祉委員会において地区人権研修を実施するなど、全市的な取り組みを行っているところであります。

2ページをご覧ください。

取り組みの中でも地区人権研修は、差別のない明るいまちづくりのため、地域における人権啓発を進めることを目的に、市内32すべての地区福祉委員会で実施いただいております。

現在は、地区人権研修を2年計画で進め、2年で全地区において研修に取り組んでいただいております。研修日時、テーマなどの企画、調整から実施に向けての準備、PR、当日の進行まで、各地区の常任委員及び人権啓発推進委員が中心となり、研修実施に向けて準備を行っていただいております。

地区人権研修事業の経過についてですが、地区人権研修事業は昭和61年度に、人権啓発推進モデル地区事業としてスタートいたしました。

この人権啓発推進モデル地区事業は、地域の実情に即して、市民みずから話し合い、企画・実施するもので、地域住民の手による人権「草の根」運動として、全国的にも高く評価されました。

3ページをご覧ください。

この人権啓発推進モデル地区事業での経験を踏まえ、地域における人権啓発をさらに進めるため、平成18年度からは地区人権研修として、2年間もしくは3年間で研修を実施し、平成26年度からは、2年計画で研修を実施し、地域主体による人権啓発の取り組みを進めています。

地区人権研修については、地域にも浸透しており、さまざまな人権課題について、講義形式だけでなく、ワークショップ形式による研修会や施設見学を行うなど、各地域で工夫をされており、平成26年度末までに、合計138回の研修が開催され、参加者は延べ6,400人となっております。地域における人権啓発の重要な役割を担っているということができます。

続いて、資料3をご覧ください。

こちらは、地区人権研修の年度別の一覧表となっております。

平成23年度から平成26年度までの4年間の各地区での研修テーマと各年度の参加人数を記載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

地区人権研修は、各地域に浸透してきておりますが、参加者の確保の難しさについて、お声をいただくことがございます。

各委員の所属されております団体におかれましても、人権啓発に関する事業につきまして、積極的に取り組んでいただいておりますところではございますが、本日は、「これからの地域における人権啓発について」、貴重な御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、大変雑駁ではございますが、案件2「これからの地域における人権啓発につい

て」御説明させていただきました。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

各種団体における取り組み、さらにその中でも人権啓発推進協議会における取り組みについて、詳しく御説明いただいたものと思います。

本日は、事前に、皆様方へ事務局より「地域における人権啓発について」という用紙を御送付いただき、皆さんの団体で人権啓発の取り組みや今後の地域における人権啓発についての御意見をまとめていただいたのではないかと推察しております。

それらを踏まえまして、事務局から御説明いただきました案件について、皆様方の意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。誰からでも結構ですし。説明について何か、補足するようなところがございましたら、あらかじめ言っていたら。

よろしいですか。まあ、後々また。いかがでしょう。

あまり、最初なかなか皮切りに話をするというのは、勇気のいることかもしれませんが、ここにもありますように、皆様方、それぞれ、諸団体を代表して来られておられますので、そうですね、簡単にそれぞれの団体におかれましてですね、その用意していただいた用紙に書きとどめていただくことなどございましたら、簡単に要約する形で、説明いただくことから入らせていただきますでしょうか。よろしいですか。

○委員

自分が住まいをしている地域はもちろんなんですが、私が所属いたしております団体では、苦情相談や色んな相談事を電話で承っております。いじめ、虐待、本当になくならないというか、どうすればいいのかなというぐらいに相談事が多いです。

それとともに、私たちも表に出まして、虐待やいじめのことについて、また、高齢者の虐待も多くなっております。そういったことで啓発をして、何かがあれば、必ずお電話をしてくださいという小さなカードも配っております。そうしてやっておりますが、相談の数はあまり少なくならずに、本当に電話がかかってくる、何かもう聞いておりましたら、涙が出る時があるんですけど、泣いてる場合ではなく、また、それで地域や地域の団体の役員さんが来られて、地域へ持って帰っていただいて、何かあれば隣近所、声を出して公の場に出していただきたいと思っておりますというような取り組みをさせていただいております。今のところ、自分たちが動いているといえ、そういうところでございます。

それと、事件が起きましたら、それはそれで、何らかの形で解決するとは思いますが、それを解決して、それがその場で解決すればいいんですけど、そのままじゃなく、私もちょっと拙い文章で書かせていただいたんですけど、やはり、それをそのままにせず、その件についても関係機関の方々に連絡を取り合って、ずっと継続的に見守っていただけたらなと思っております。もちろん、私たち一般市民もできるだけ声を出すように、声を出すようにということで頑張っております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

何か活動されている点で、組織の課題点など、お気づきの点とか何か。

○委員

課題は、やはり非常に単純で、一つでも一人でも声を聞いてあげるといって頑張っ

てきて、とにもかくにも、やはり、啓発をしてやっていくということを所属長が申し立て、みんなそれに賛同して、何かがあれば啓発ということで頑張ってきております。もちろん、それを相談者からの声を聞き、見て、それを上の方に上げていくということもさせていただいております。また、非常にいじめとか虐待の場合は、警察も関係してまいります。苦情相談の関係もありまして、警察の方々ともタイアップして、事に臨んでおります。

○会長

ありがとうございました。

相談件数をできる限り、啓発啓蒙する中で、増やしていくという、そういうところがこれからということでございますね。ありがとうございました。

○委員

高齢クラブでは、友愛訪問等を行いながら、ただ、とりわけその人権問題で何か発生しているというのは、高齢クラブとしての事業の中ではあまり目立っておりません。現実には、高齢者の方々の友愛訪問をする中で、家族とのあれはどうかという問題に取り組んでいるんですが、ただ、一人暮らし高齢者の方、訪問したときにもう亡くなってその場がないという、そういう状態がかなり増えてきております。孤独死されたのかどうかもわからないというふうに。ただ、訪問して、誰も出ないから近所の人に聞くと、もう亡くなられましたよというのが非常に多いので、その辺のところが一番、我々苦勞してるところなんですけれども、あくまでも、高齢クラブとしては、会員さんのところの訪問ですのでね、その辺のところが一番ネックになってるのかなというふうに思っています。

今後、そういう方たちが多分増えるであろうというふうに思っておりますので、一人暮らし高齢者の方に対して、今後どういうふうに取り組んでいくのかという問題であって、人権問題でとりわけこういう問題が発生しているというところは今のところはない。それを、高齢クラブ全体として話し合いする場も今のところはありません。事業の推進だけ行っておりますので、人権問題を高齢クラブとして取り上げて、会議体の中で話し合っていることはないんです。

○会長

ありがとうございます。

会議体の中で、これからそういうものを話題として取り上げるということが、これからの一つの課題ということで。

○委員

はい。

○会長

一つ確認させていただきたいんですけれども、高齢クラブというのは、任意の団体で、主体的に参加される方だけで、参加されない方には、その見回り、特にそういうものはないという。

○委員

いえ、訪問は必ずします。会員さんの訪問はね。

○会長

会員になられてない方は。

○委員

はい、それは。

○会長

対象外と。

○委員

ただし、高齢クラブの会長さんは、福祉委員会の、まあいったら、高齢者福祉部会の部長になっているんですね。ですから、一応、高齢クラブに入っていない人でも訪問はさせてもらう。ただ、それは強制ではございませんので、あくまでも会員中心に。それから今後の事業としては、会員でない方も一緒に、事業の中に参加してもらうというのが高齢クラブの目標です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

八尾の方の八障連の中では、先日、二日前ですか。障がい福祉課の課長さんが来られて、障害者差別解消法についての行政の取り組みと説明していただきました。今、その取り組みについての素案といいますか、まだ案という形での提示というのを受けております。

また、個人的には、私自身、八尾の父母の会とか、大阪の連合会の方の役も受けておりますので、その部分につきましては、昨年来より、もう三回か四回ぐらい、この人権とかいうことについて研修会を行っております。

近々、2月16日にですね、弁護士さんを招いての人権の研修会というのをやる予定でおります。

また、2月23日ですかね。人権協会の方でも、人権についての研修、取り組みというのを開かれると聞いておりますので、そちらにも出席させていただいて、勉強してこようと思っております。

今年はね、四月、五月の間で、あと三、四回、私どもも弁護士さんなり交渉人の方をお招きしての研修を開催したいという予定でおります。

○会長

ありがとうございました。

先程、副市長からもありました、障害者差別解消法などについても積極的に取り組んでいる様子ですね。

○委員

そうですね。

○会長

はい、ありがとうございました。

○委員

同和地区の当事者にかかわっての活動の報告も含めて、二、三点、申し上げたいと思います。

まず、今日、冒頭から副市長さんからも、また、会長からも御報告いただきました、昨年の大変残念な差別ビラの大量配布という事件がありましたが、昨年、実行行為者が検挙されまして、非常に広範囲にわたった行為でして、府県でも、大阪府内のみならず、兵庫県、それから京都府、一部奈良県ですね。個人とか団体、それから企業ですね。中には、個人の経営者の方のところまで、二度、三度とビラを配布するというようなことで、合計30カ所に及ぶということで、最初は、非常に組織的な行為じゃないかということ随分

心配しましたけれども、結局、実行行為者は一人です、今のところですね。昨年夏に検挙をされて、兵庫県の方では、告発がされたことについて、昨年の秋、ちょっと私、日付、今はっきりメモしておりませんが、11月頃だったと思いますが、兵庫県警はこれを送検しまして、一応、起訴を、兵庫県の方の検察庁は起訴を決めた。大阪の方は、事件の取り扱いで大変、何ていいますか、議論があったようで、最終的に2月5日に、大阪地検が起訴をするということを決めたようです。

当初の罪名は、当事者からは名誉棄損を主張したんですけれども、大阪の方は結局、侮辱罪で起訴をするということで、御承知のように、侮辱罪というのは、刑法刑罰の中でも最も軽いものに当たるということでして、事件の内容からすると、大変、不本意な取り扱いということにはなるんですけれども、御承知のように、差別行為を直接規制する法律がないもとは、こうした既存の刑法、あるいは民法を使うしか今のところ手段がないということで、何とか起訴をされたので、今後の公判の中で、事件の背景、それから動機、そのようなことが解明されて、それが純粋に個人的なものに基づくのか、やはり社会的に色んな今の現状と関係するのか、そのあたりもしっかりと解明がされるように願っております。

ただ、マスコミ等でも全く報道がされておられませんし、我々も知る手段が限られてますけれども、これが今後の人権啓発の課題につながっていけるように、しっかりと分析をしたいというふうに思っております。

今後の活動を、我々、地元として色々考えておりますが、少し懸念をしておりますのは、2010年ですか、大阪府の方で人権問題に関する意識調査をやっていただいておりますが、その中で、人権各課題についての研修を受けていますか、あるいはどんな研修を受けましたか、それから、どんな研修を受けたいですか、というようなことを聞いていただけてるんですけれども、その中では、そのときにちょうど障害者差別解消法の議論も始まっていたということもありまして、今後の研修課題で期待が一番高いのは、障がい者問題です、回答者の中で85%ぐらいありましたが、実は、同和問題に対する研修の期待というのが低かったんですね、57%ぐらいしかありませんでした。これは、同和問題はもう解決したんじゃないか、もういいんじゃないかというような認識なのか、あるいは、我々も含めて、大変残念な不祥事件をたくさん大阪市内、また、八尾もありましたので、そういうものについてのマイナスイメージというものが、やっぱり固定化されてしまっているのかなという、実は心配もしております。理由というのなかなか、細かくはまだ聞いておられません、そういうものも含めて、どのように今の現実と、それから市民の皆さん方の意識の間にもギャップがあるとすれば、やっぱりその間をどうして埋めていくのかいうことを我々もしっかりと考えなければならない、運動のあり方も含めてですね、その辺は考えていくべきじゃないかなというふうに思っています。

それから、地域の個別の課題では、実は今、地域内の高齢者の方の生活、特に福祉の現状についても実態調査を自分たちの手で一回やってみようということで、小学校区を対象にして、いわゆる同和地区内の対象の方と、それから周辺地域の高齢者の方、あわせてサンプルとしては100名ずつぐらいなんですけれども、合計200名ぐらいをですね、直接聞き取りをできるような形で、今の課題をぜひつかんでみたいと、特に、地区内の高齢者につきましては、長年の差別の蓄積の中で、非常にまあ仕事の問題で苦勞されてきた方が多くありまして、そういう意味では、高齢者に至ってから、年金がほとんど受け取れない、無年金、もしくはかけていてもごくわずかというような、免除、今までもされてお

ますし、それから、疾病の率ですね、あるいは、それが一種の障がいに至っているという率も他のところよりも高いということは、もう既に今までの調査でもわかっているんですが、介護保険の受給状態も含めてですね、この近年の調査では、必要性はあるけれどもなかなか受けられていないというような実態も出ておりましたので、そのところももう少し突っ込んで、地域の実情、高齢者の方の生活の実情というものをしっかりつかんで、また今後の課題につなげていきたい、こんなふうに思っております。

以上、簡単に三点申し上げましたけれども、報告ということにさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

主体的に活動されている組織における何か、今後の課題とかお気づきの点がもしございましたら。

○委員

2点目で申し上げましたが、地域内の直接のですね、先程の課題は3点目で申し上げましたが、やはり、この人権啓発のあり方というんですかね、我々が特に関与している同和問題についてですね、本当にどのように市民の皆さんにお伝えをして、また理解を求めていくかという点では、我々自身の努力とか、あるいは今までの取り組みの反省も含めてやりながら、その効果的な方法というものを、今一度やっぱり考えるべきなのかなど。事件も多発はしておりますが、それをもって、単にその人権啓発活動がだめだったというような単純な総括ではなくて、やはり進んだ点と、なお課題を残している点というのを、しっかり分析をしてですね、より効果的な方法というものを市民の皆さんと一緒に考えていくということが一番大事かなというふうに考えています。

○会長

ありがとうございました。

○委員

八尾市在日外国人教育研究会という団体は、教員の組織でありまして、普段から市教委の方、特に人権教育課さんなんかの協力をいただきながら、在日外国人問題の教員への啓発なんかを中心に取り組みを進めています。教員の団体ではありますけれども、当初の取り組みからいいますと、例えば、秋にひゅーまんフェスタと一緒にやっていますウリカラゲモイムというのが主な取り組みの一つになっています。

すみません、ちょっと戻ります。八外研としては、やはり、在日外国人教育ということをやっていますけれども、やはり、それは多様性を認められるような学校現場、これをめざすことで、すべての子どもたちにとってそれがプラスになるんだというような理念のもとで活動してるのかなというふうに考えています。

その取り組みの主なものの一つとして、ウリカラゲモイムというものをやっています。市内の色々な学校に指導に出向いていただいて、生涯学習スポーツ課分室というところのスタッフに指導に出向いていただいて、さまざまな、韓国、朝鮮とか、ベトナム、中国なんかの文化の発表ですね、そういうような発表会なんですけれども、このような取り組みが、これはもちろん日本人の子どもたちも対象に行っているところも多いので、そういった保護者とか、それからたまたま来られた市民の方々が多文化に触れる機会になっている大きな取り組みの一つかなと思っています。

同時にもう一つ大きな柱としてあるのが、オリニマダンという、これは在日外国人、外国にルーツのある子どもたちを対象にしたサマーキャンプです。夏にちょっとみんなで集

まって、外国にルーツがあるというくくりで集まって、色んな取り組みをしています。この取り組みをきっかけに、自分のルーツのことをしっかりと捉えて、また、自分の学校生活に戻っていくというようなこともあって、これも生涯学習スポーツ課分室の方々、それから市教委の方々、色んな方の協力でこの取り組みを進めることができます。

それから、最初に言いました教員の研修ですけれども、年に何回か教員に対しての研修を行っています。

それからあと、これは在日外国人の子どもたち対象ですけれども、やはり大きな壁としてあるのが、中学校卒業とかにあたっての進路です。在日外国人の保護者なんかは、やっぱり日本の入試制度とかについては非常に理解が難しかったりしますので、それをとらまえた形で、その進路ガイダンス、市教委の協力も得ながら行っています。結構、早い時期からやっていって、僕が前の学校で担任していたところでいうと、小学校なんですけど、6年生の保護者にもぜひぜひこれ参加した方がいいよと、早い段階からのそういう啓発といえるかどうかわかりませんが、情報提供の取り組みをしています。

それから、最近、色々課題となっているものですが、一つは、やはり保護者とのコミュニケーションが非常にとりにくいということですね。やっぱり日本語がなかなか厳しいですので、このあたり市教委の方では協力いただいて、通訳の配置とか、この間、しっかりとさせていただいているんですけれども、やはりそれがなかなか追いつかないような状況があります。身ぶり手ぶりとか、これまでの八尾市の中の蓄積である翻訳したプリントですね、そういう物を使いながら、あとは子どもを介してのコミュニケーションをとりながら、何とかコミュニケーションを図っているという状況です。

これが従来というか、10年ぐらい前までは、ある一定の地域にその在日外国人の方が多く住んでいるということがあったんですけれども、最近では、そういう地区以外にも、点在といいますけれども、色んなところにぽつぽつとそういう在日外国人の子どもや家庭が住むようになってきています。そういうところにやっぱりそういうフォローがなかなか届きにくいというような課題が今は見えています。

それから、とても最近のことというか、ここ何年かのことで、以前、尖閣諸島の中国との何かいざこざがあったときに、やっぱり学校においても、中国の子に対してのちょっとつらい発言であるとか、そういうことを僕は現場で見聞きしたこともあります。今回、北朝鮮の報道なんかは非常にちょっと気にはしてしまっていて、多くのその朝鮮人の子どもというのは自分のルーツを明らかにしてない場合が多いです。ただ、自分は朝鮮人だということはわかっているので、そんな発言があったときには非常にやっぱりつらい思いをするだろうなということを考えています。そのときに、そういう発言に出会ったときに教員がどんな対応をするのかということがやっぱり非常に大きなことやなと思うので、そういうようなところもやっぱりしっかり学校の教員の皆様方に伝えていかなあかんというふうには考えていたりします。

子どもたちの中でのそういう発言のみならず、実態として申し上げるならば、ある保護者から聞いたところでは、やっぱり学校の先生自身がそのあたりすごく、何ていうのかな、配慮がなくて、その北朝鮮のことを取り上げて、もうおまえミサイル撃つなよ、みたいなことを冗談として先生が子どもに言うというようなこともあったということを聞いています。やっぱりそのあたりも、啓発というのは、やっぱり八外研としては、まずやっぱり学校の先生方に対してしっかり取り組みをしていく必要があるのかなと考えています。

○会長

どうも詳しく御説明いただきまして、ありがとうございました。

私たちとしても具体的なイメージができました。ありがとうございました。

○委員

八尾市人権協会の取り組みは、この資料1にも書いていただいている「じんけん楽習塾」というのを、もう以前からやっています、広く多くというよりもどちらかというと、啓発リーダーの養成というようなことで、これ結構、鳥取とか滋賀とか近畿エリアからは結構たくさんの方が来られていてですね、人権協会は知らなくても「じんけん楽習塾」は知っているというような取り組みで、この間、頑張らせてもらっております。その他、人権の研修会、八尾市と一緒にやらせてもらったり、取り組みは細々ですけれども、積み重ねてきております。

あとちょっと関連してですね、意見も含めてなんですが、先程報告のあったこの八尾の地区人権研修の取り組みとか、各種団体の取り組みというのは、私はとても大事やと思うんですね。各種団体というのは縦軸みたいなもので、地域というのは横軸みたいなものですから、それぞれの縦軸の団体の取り組みと生活現場の地域の取り組みという、この縦横で人権の布地を織っていかうというような、大きな戦略的な取り組みが、地区人権研修の取り組みでいいましたら、今年度で30年になるわけでありまして、これは他市にも自慢できる八尾の人権の取り組みとしては、絶やすことなくこれから続けていかなければいけない財産ではないかというふうに思っております。

ただ、実は、なかなか一覧に書くところという形にはなりませんけれども、実際にはどうやって人を集めたらいいんだとか、講師をどう調達したらいいんだとか、現場は結構苦勞されているようであります、実は、私ごとですが、昨年、プリズムホールで開催された八尾市民集会で、講演するというので、先程冒頭副市長からもありました悪質な部落差別ビラが八尾でまかれていたという事件が起こった。同時に、戦後の人権の取り組みの起点をなした同和対策審議会答申が出されてちょうど50年になるという、この二つのテーマを中心ということで、安易に引き受けてしまったんですけれども、これなかなか難しいんですよ。60分で、この部落問題、同和対策審議会を、来られた方、来られた方といっても熱心な方が中心だと思いますが、それをどう伝えたらいいのか、どんなふうに資料をつくったらいいのか、とても60分では、手ごわくて。大学では1年間かかって学生に講義してもやりにくいぐらいなのを、60分ですべていわれると、本当に悩んだ思いがしています。そう思うと、この2年に1回の限られた時間で、しかも色んな人権課題があるのを、地区福祉委員会でどうしていくのかというようなことは、私が経験したことよりもはるかに難題に取り組まれている。これは、もう各種団体においても同じではないかと思うんですね。これは、すぐにどこかに答えがあるというわけではないと思うんですけれども、私自身はせめてそういう苦勞をされている各種団体とか地区福祉委員会の取り組みを、その支援をするというか、支えるという取り組みがもうちょっと充実されてもいいんじゃないかなというふうに感じています。

例えば、できるかどうかは別ですよ、できるかどうかは別にして、もうちょっと予算を配分したらどうだろうか、色々工夫ができるというのは講師を呼ぶにしろ、映画を上映するにしろお金がかかるわけですから、予算という形の支援はできないのか。聞くところによりますと、八尾市はそれどころじゃないというようなことを伺っているんですけれども、そんなに一つ一つ大変な予算ではないので、財政的な支援ができないのか。そうすると議論の幅というか、選択肢が広がってくるのではないかというのが一つです。

もう一つは、これやっぱり60分でしゃべるといのは通過するんですね。そのときわかって、2年間覚えているなんて人、絶対いませんから、そういう意味では何かこの後に残るテキストとか資料とかいうようなものを用意して、これについては毎年関係者にリーダー養成の一貫としてお配りをすると、で、話はこういうことやけれども、自習テキストみたいな、あるいは冊子とか資料集みたいな物を用意して、現場の取り組みをフォローアップするというようなことができないか。もちろん、それはさっき言いましたように財政のこともあると思いますけれども、別に八尾市単独でつくらなくても、お隣の柏原市と一緒につくってもいいですし、市長が市長会の会長をされてるんやったら、市長会の人権部会で作っていただいても別に構わないと思いますし、あるいは、八尾市のこの人権協会も含めた各種団体と合同ですね、縦でも横でも同じ資料やテキストが提供されているというようなことにしていくと、それほど大きな予算にもならないんじゃないか、その中身づくりについては、八尾市人権協会も全面的に御協力できるんじゃないだろうかというふうに思っています。

あと最後3点目ですけれども、これちょっと私、知らないんですけど、せっかく色々取り組みをされている、こういう取り組みの何か経験交流会みたいのはあるんですかね。うちではこういうことをしたとか、こんな取り組みをしてるとかいうような発表会とか経験交流会とか、せっかくプリズムで年1回あるんですから、その一コマぐらいに入れてですね、あそこへみんな集まってきてもらってるわけですから、経験交流とか取り組み発表とか、できましたらそのときに、その頑張っているところに「草の根」人権市長賞とか顕彰制度を取り入れてですね、取り組みに対するやっぱり社会的評価を形で与えるというのは、やっぱり大事やと思うんですよ。団体とか個人とか、あるいは地区福祉委員会とか当事者団体も含めてですよ。そういう形で労をねぎらいながら、何ていうのか社会的評価というのを形としてあらわして、それがまた八尾の市政だよりも発表されると、あるいは社協のニュースに報告されるというような取り組みを予算やテキストや社会評価という形で支援するような工夫があってもいいんじゃないかなという。

ちょっと私自身が、去年しゃべるのに何をしゃべったらいいのか、苦労したこともありまして、より一層何かこの現場で色々考えていただいている方々の苦労が目に見えてくるようでしたので、ちょっと人権協会のことと合わせて意見として出させていただきます。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

具体的な政策提議に至るところまでお話を突っ込んでいただきましたが、「じんけん楽習塾」は、このハンドブックの中でも取り上げられていることもあって読ませていただいたんですけども、啓発リーダーの育成におきましてですね、そのリーダーの中に若者たちが参加するような、そういう取り組みとか傾向とか、何かそういうものはございますか。やはり、こういうものは世代を超えて、次の世代へとどんどんバトンを渡していかなければならないかなとは思うわけで、その辺のところを少し、何かございましたら。

○委員

はい、結構、若い人来られていますよ。学校の先生とか含めて地域で取り組まれている方とか、それと、啓発リーダーを養成する講師のような方もたくさん来られているので、そこで啓発といってもどんどんスキルアップしていかないと、十年一日ではなくてかなり進歩の激しい分野ですので、そういう意味では、大阪教育大学の森実先生に中心に座って

いただいて、全体を企画しながら運営をしていっている。前回まで委員やった李さんなんかも一緒にかかわっていただいていたついでに、森先生なんかでしたら、今どきの若い学生を相手に教員養成大学で取り組んでいただいているわけですから、そのあたりのことも踏まえてプログラムをつくっていただいたりしてます。

ただ、なかなか連続して来れるかどうかとか、参加設定をする、大体、夜というか夕方以降やって、必ずその後、講師を囲んだ懇親会というパターンができてるんですけども、広がりという意味ではちょっとまだ十分ではないので、より若い人も来ていただけるようなことは必要やと思っています。

○会長

恐らく、それは、それぞれの各種団体の方々の課題でもあろうかなと思ひまして、真摯的な取り組みをされている「じんけん楽習塾」でどのように扱われてるのかなというふうに関心を持ちましたが、ありがとうございました。

○委員

私の方は、企業ということでやっております、八尾で150社ぐらいかかっていますが、上部団体としましては、大阪全体でやっております大阪企業人権協議会というのがあります、大阪市は、飛び抜けてでかいんですね、全部で今8,000社ぐらいますかね。ただ、これ年々やっぱり少なくなっていっているんですね。前もここで申し上げたと思いますけど、会議のこともあるし、色々なことがあり、減っているというのが現状でございます。

企業ですので、どんなことをしているかいいましたら、人権ってあまりに裾野が広過ぎまして、深過ぎますんで、すべて全部ということができませんので、企業ということで、公正採用、特に新入社員ですね、ちょうどこれからその時期になりますが、そういう研修とか、新卒の方ばかりじゃなくて、中途採用の方の面接時のあり方とか、それから入ってきてからどう人権を守っていくかということが一番大きな課題でございます。

入ってきたらまた会社は会社で、色んなハラスメントとか個人情報とかございますので、それをどう守っていくかというような研修もやっております、今度2月24日に商工会議所で、今度は、非正規のあり方につきまして、セミナーをやります。

ただ、色々考えていきますとね、ちょっと生意気なようですけども、人権と経済はかなり密接な関係があると思います。雇用に関しても、賃金に関しても、格差とか貧困とかそこで出てきますんでね。やっぱり、今、日本の経済でも、昨日110円でしたですね、何でもないと思いますけれども、10日ほど前は120円だったんですけど、まあ、我々生活しとったら別に何もないんですけどね。八尾の企業でもやっぱり色々な会社があります、今、国内だけでしたら売り上げが伸びないんですよ。だから、間接的にでもやっぱり外国に行っております、1ドル120円と110円でしたら、入ってくるのが10円違うわけなんですよ。10円だけじゃなくて、それを、うちの会社もアメリカと貿易しておりますが、1回、今までやったら三百万くらいの為替益が出てましたけど、今度逆に110円になったら為替損になりますんで、この人権ばかりじゃなくて、私もちょっと労基のこともやっておりますけれども、ハラスメントのこととか、個人情報のこととか、今度のマイナンバーということで、去年の末から、マイナンバーの提出ということでやっておりますけれども、そういうことも絡めてね、やっぱり人権問題と労基問題というのは重なってくることもあるんです。だから、人権ばかりじゃなくて、その労働者を、そのどうですかね、どう格差、やっぱり非正規の方なんかやったら物すごい

格差があると思うんですわ。今、パートさんにつきましても、1時間、大阪は858円が最低賃金なんですけどね。これをもっと上げていくということで、国はここ3年ぐらい、毎年19円ずつぐらい上がってるんです。昔はそんなことなかったんですね。5円とか10円とか、よう上がってもそうやったんですけど、それは生活保護の方との差を逆転しようという。何でもかといいましたら、働かんでも11万ぐらい入るんですね、まあまあ極端なこと言いましたら。でも、非正規の方で860円で、条件の悪い人やったら、860円以上やったら何も法律には違反しませんのでね。だから、手取りにしたら、今度、社会保険引かれて、税金引かれてしたら、ほとんど一緒になるわけ。今度、そっち側上げていったら、今度は企業がしんどくなってくる。色んな問題がありますんで、やっぱり国の方もそういうことをまず踏まえて、この人権という問題を対処していかなあかんと思いますので、我々もやってますけど、悩みとしましては、150社ありますので、今度2月24日にもセミナーしますと、だいぶ前からお知らせはしておりますけど、なかなか集まらなくてね。集まらないということは関心がないという、多分50社来るか来ないかぐらいと思います。

そういうことでやっぱり、企業としましては、そのトップ、またはその経営者の上部におられる方が、やっぱり人権についてもっとやっぱり真剣に対処してもらわないとうまいこといけへんのじゃないかと思います。

個人的にはね、先程からちょっとお話出てましたけど、今年に入って、3歳の女の子が虐待で亡くなったと、3歳の男の子もそうやったですかね、ちょうど私も3歳の孫もいましてね、あれ見とってやっぱり涙出てきますんですよ。だから、何とかならんか、人権の前にプライバシーの前に、命というのがやっぱり一番先ですやんか。だから、あまりプライバシーばかりではなく、福祉事務所関係もあるし警察もやってくれると思いますけど、近所の方もああいうね、今までもそんな泣き声が、すごい泣き声が聞こえたとかいうことがわかってるんやから、もうちょっと何とかできへんのかと、それと拉致の問題ですよ。この二つを何とかしてほしいし、したいというのが個人的な意見でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

人権と経済というのは、常に緊張関係にあるもので、その中でいかに企業の方々をですね、人権に向けさせるかということで御苦労されているようなところが伝わってきたのではないかと思います。

今度の研修では、どういう課題をテーマとして取り上げるのでしょうか。

○委員

非正規のことです。パートさんとかアルバイトとか、嘱託の方ですね。正規の方は、入ったら最低60歳までは日本の法律では何もせんでも定年を、まず会社がへたらん限りは何もないですよ。今、法律的には65歳まで、本人さんが希望するなら働くことはできます。ただ、条件は変わりますよね。それは、極端なこと言いましたら、最低賃金に触れなかったらええということなんですけど、そうもいきませんけれども、65歳まで保障されてると。ただ、非正規の方でしたら、パートさんとか嘱託の方はやっぱり契約でやってるんでね。極端なこと言いましたら、3カ月契約とか6カ月契約で、その後は、もしかしたら切れるかもわからんと、そんな普通は、労働基準監督署にも聞いたら、その来る前の1カ月前に言うという法律もありますからね、そんなことをしてる会社はないんですけれども、次は、次の次を契約しないと、いうたら、もうその人、もう働き口ないですよ。

そういうのも踏まえて、賃金のことでも858円と今、安いですね。その辺をどう対処していくかと、大きい問題なんですよね。だから、まじめに働いている人がばかをみない社会というんですかね、まじめに働いている人はそれなりの給料を得るといえないとうまいこといかないんじゃないかと思えますけどね。

○会長

ちょっと突っ込んでお伺いするのも何かと思いますが、やはり委員としてはその企業経営者にいかに人権の方に目を向けさせるかということについては、結構、骨の折れるところを実感されていらっしゃるというところ。

○委員

八尾でこんな言うたらあれやけど、大きい企業やっぴりありますんでね。大企業とか一部上場しとる会社が、やっぴり三つも四つもありますんで、そこらがこう集まってするということでもっていかな、小さいところばかり寄ってもなかなかうまいこといかなところがある。だからやっぴり、大企業は大企業で自分のところでやっているとしますので、人権研修ね、きっちりやってると思いますが、やっぴりそうじゃなくて、それもしないといけないですが、やっぴり八尾の地域にどれだけ貢献するか、社会的貢献をどうするかというので、今、企業としての価値がやっぴりワンランク上がるような時代ですので、やっぴりその辺も大きい企業の一つと覚えてもらって、ちょっとこっち向いてもらえたらと思います。

○会長

どうもありがとうございました。

○委員

よろしくをお願いします。

皆さんのお話伺っていると、それだけでも自分の勉強になるような気がしまして、ちょっと私たちの活動と皆さんのやっぴり活動と一緒にやっぴり活動と一緒のところがあるんですけれども、大体、簡潔にお話させていただきたいと思えます。

私たちは、パワハラやDVとかいじめ、悩みとかそういう、皆さんのその日頃思っただけのことを、人権擁護委員として聞かせていただくということが仕事になっているんですけれども、それ以外に啓発で人権教室、これは小学生4年生を対象にしておりますが、そういう人権教室やSOSミニレターや子ども110番、それで中学生におきましては、人権作文や、小学生も今、子どもたちと一緒に「人権の花」運動という、要するに、障がい施設とかそういうところで、小学生の子どもたちが自分たちで苗を植えたお花を施設の方に持っていくという、そういう、交流を兼ねたような、その交流をしながら、人権についての、情操教育という、そういうのを高めていきたいということを思っております。

今、人権教室、申しあげましたけれども、小学生の子どもたち、DVDを見ながらね、いじめについて考えようということで、一緒に色々意見を聞かせていただくんですけれども、学校の先生のやはり人権についての教育をなされているのかなというぐらい、もう本当に皆さん、子どもたちが、人権って、そのいじめとか自分はどう思うというふうな意見を率直に述べてくれることが年々多くなったと思えます。それがすごく私はいいいことじゃないかなと思うんですけれども、それ以外にも、老人ホームとか障がい者施設を訪れて、出前の人権相談を行ってはいらるんですけれども、やはり八尾市の市内では、人権相談について件数はかなり少ないですね。

大阪全体の法務局の方に行けば結構あるんですけれども、小学生や中学生も悩みを聞か

せてくれたりもしますし、高齢者の方や主婦の方も、そういう悩み事やDVとかそういうことも聞かせてくださったりします。皆さん、割と、自分のお話をされて、何か自分自身でそれをまた納得して、それですっとしましたという方もいらっしゃるし、そういうところにも、自分たちは役に立っているのかなというふうに思っています。

それ以外にも、SOSミニレターとか子ども110番に関しましては、ミニレターというのは、子どもたちが自分たちの悩みとかいじめとか、そういうことをされていることに対して、こう思っているというふうな、悲しいとかそういうふうな意見を率直に書いてくれるんですね。それに対して、私たちはアドバイスをさせていただくような、頑張ろうねというふうな、その応援メッセージを皆さんに返信させていただくことを主にさせていただいているんですけども、これからの課題としては、やっぱり今、スマホとか、そういうふうな、お母さんや、まあ親ですね。子どもたちに関しては、親が、いじめとか子どもたちの悩みを目に見えないところで行われているようなことがすごくあるので、そういうことをどうすれば少しでも解決することができるかなというのがやっぱり、去年も一昨年と同じだと思うんですけども、これは年々増えていくだけで、情報は多様化してきますけれども、子どもたち、すみません、子どもたちってすぐ言うんですけども、まあ一般の方もそうですが、孤独はね、増えているんじゃないかなと思います。

あと、私たちは一泊研修というのに行かせていただいているんですけども、去年は岡山県の汚染やハンセン病患者の方々とか色々なお話を聞かせていただいたんですけども、やっぱりそういう自分たちが思っている以上に、本当にね、差別を受けてこられたということにものすごい衝撃を受けまして、そういうことをもっとももっとたくさんの方々に知っていただくことができるには、どうしたらいいかなというふうな、そういうことも色々、もう毎年毎年行かせていただくその研修を、いかにして伝えていくことができるかなというの、やはりこれから大事だと思います。

すみません、もう一つ思うんですけども、私、給食ボランティアというのをしまして、ひとり暮らしの高齢者の方々と一緒に給食をつくって御飯を食べるとい、お弁当を食べるとい、そういう、それは月に1回なんですけれども、たくさんの方が来ていただくんです。でも、やはり来ていただく方っていうのは、皆さん、そのコミュニティセンターまで行ける、自分で行ける方々がやっぱり多数なんです。ですから、やはり一人でそういうこともできないで、やはり一人でこもっておられる方ってたくさんいらっしゃると思うんです。そういう方々の啓発というのか、もっともっと表に出ていっていただくにはどうしたらいいかということも、やはりこれから大切。これは皆さん、私は今回、会議は初めてなんですけれども、皆さんはもう課題化されていると思いますけれども、これはいつも私たち、ボランティアメンバーでどうすべきかということは話し合っています。

○会長

どうもありがとうございました。さまざまな啓発活動を行っていらっしゃるということが伝わってきたんですが、成果が上がっている研修というのは、その対象者は。

○委員

それは、人権擁護委員の私たちが行きます。

○会長

なるほど、わかりました、はい。あとですね、他の公共団体と比べて、相談件数が八尾の方では少し比較して少ないのではないかという御指摘がありましたが、何かそれについて思われているところとかは、何か原因とか、お感じになられてることとか。

○委員

原因はちょっとわからないんですけども、ただやはり、皆さん、今、女性団体の方々も、色々な相談をお受けになっていらっしゃるということがありますので、結構、そういう相談窓口は多いのではないかなと思います。それで、この私たちの場合は、人権相談というふうに、ちょっと堅苦しいようなイメージがあるのかなというふうにも思っています。

○会長

どうもありがとうございました。

以上、各種団体から代表して来ていただいている方々にですね、団体の取り組み、課題点について述べていただきましたが、ご存知のように新公募の委員の方もいらっしゃいますので、新公募の3名の方にはですね、今、各種団体の取り組みとか課題をお聞きになって、あるいは日頃、市、その他の団体の人権の啓蒙・啓発活動について、どのように問題点も含めてお感じになり、あるいはお考えなのかというようなあたりのところをお聞かせいただけたらと思います。

○委員

先程、副市長が4月1日から差別解消法が施行されるという、障がい当事者にとっては、非常にこれ大きい問題だと思うんです。この制度が、この法律ができたのは今から2年と9カ月ほど前なんですよね。それが施行されるまで、3年弱の期間があったんやけども、一般の人にはほとんど知られていない。中身にも色々問題があるんですけど、何か差別かという定義すらない。大ざっぱに言って、その大きく四つですか、直接差別、間接差別、関連差別と合理的配慮の否定ですよね。この合理的配慮というのは、これは全く新しい言葉で、一般の方はほとんど知られていない。知られていないのが、4月1日から始まるうとしているというのは、非常に不安というか、不満というか。もっとその2年半とか3年弱あったんだから、もっと啓発活動をできたんじゃないかなと思うし、当事者は非常に大きく期待しているんやけども、一般の方が知らないこの温度差が問題だというか、市の方の取り組みもやはり遅れていると思っています。地域協議会とか審議会が全くつくられていない。

やっとなん市の対応要領ができたんですけどもね。市の色々な課があったり、部署があったりで、障がい者市民と接する度合いがやっぱり色々違うのに、一つの窓口対応の要領だけでは、やっぱり違うんじゃないかなと思ったりしています。そこで長く接している、あるいはそこでの生活がある、例えば、病院とか学校教育の場においての要領は、一般の窓口とはやっぱり違ったものがあるんじゃないかなと思っています。

一つで済まされるのがちょっと心配だなと。色々心配ばかりのまま4月1日が来るというのは、障がい者市民としてはちょっと不満を持っています。

○会長

ありがとうございました。

要は、障害者差別解消法というものがですね、4月から施行されることになるわけですが、それが到達点ではなく出発点として取り組めと、そういう強い御要望があるというふうに受けとめてよろしいでしょうかね。

はい、ありがとうございました。

○委員

CAPプロジェクトやおは、子どもへの暴力防止プログラムをさせてもらっているんですけども、中学生や小学生、幼稚園や保育園に実際伺いまして、クラスの中に入れて

もらいまして、子どもたちに、みんな権利を持った大切な存在なんだよということを子どもたちに伝えるとともに、もし子どもたちの周りがある、あらゆる色んな暴力があるんですけども、先程からお話の中に出ていましたいじめであったり虐待であったり、色んなその問題に遭ったとき、また遭いそうになったときに、実際、じゃあどんなふうにしたらいいか、心のケアであったり、実際にできる、もし誘拐のときに逃げる方法であったり、具体的に子どもたちとワークショップを通して話をする授業をさせてもらっているんですけども、今はありがたいことに小学3年生の八尾市の全小学校に入らせてもらっているんです。3年生の子どもたちには、全員、当日お休みじゃない限りは、みんな出会うことができるんですけども、その話の中で、子どもたちに何かあったら、しんどかったら、大人の人にお話してねということは、もう何回も何回も伝えるんです。でも、そのやっぱり幼稚園とか保育園の小さなお子さんであったら、うん、わかった、って素直に言ってくれるんですけども、やっぱり中学校とか高校生のお子さんたちに出会うと、やっぱり、どうせ大人に言ってもっていう、やっぱり諦めがすごく入ってきているんですね。

先程のお話を聞いていた中で、やっぱり経済、家庭の格差とかのお話もお聞きしたんですけども、外国籍のお子さんであったり、やっぱりそのしんどいご家庭にある中で、直接影響受けてるのはやっぱり子どもたちなんです。色んな大人の方に届ける大人ワークショップというのでも開催させてもらってるんですけども、そこに来ていただいて、その子どもをどうやってケアしていったらいいかってお話させてもらうときにも、やっぱり来ていただく方っていうのは、やっぱりそういうことに関心を持ってくださっている方ですので、実際に子どもがしんどい家庭の保護者の方であったり、そのしんどい地域の方の人というのは、やっぱり来てもらえることができないんです。そういう方たちにこそ届けたいんですけども、そういう方たちがどうやって、やっぱり仕事しないと食べていけないという現実もありますので、その方たちがお忙しいというのもわかっているんですけども、その方たちにどうやって届けていくかというのがすごく今の課題です、はい。

○会長

どうもありがとうございます。

○委員

各地区で人権研修を行われているというのはすごい貴重なことだなと思いながら拝見させていただきました。

私は、八尾、柏原で障がい福祉サービス事業所を運営しているNPO法人みのりコミュニケーションというところで勤務しております、主に精神障がいの方を対象にした生活支援を行っています。人権研修に関してちょっと見させてもらったんですけども、残念ながら精神障がいに関する人権研修啓発というのは、なかなか行われていないんだなというふうに思いました。

実際に、利用者の方とずっとかかわっていると、利用者の方もですし、家族の方もですし、すごい厳しい差別と偏見にあわれています。本人自身も、もともとやっぱり精神病なんて、みたいに思っていたり、家族の方の理解がなかったり、あと親戚ですね、あと近所の方の目を本当に、人目を気にして、近所の方からやっぱり冷たい目で見られてることも多いし、友人がみんな去ってってしまう、学校や職場でもいられなくなってしまふ、病気でしんどくなってしまうということもあるんですけども、やっぱり理解がなかなかないということで。精神障がいっていうのは皆さん、精神疾患を発症されて、そこから障がいになるという疾患と障がいを両方持っているという、中途障がいの方が多いいんですけども、

その病気と障がい、薬の副作用で苦しい思いをされているんですが、それに加えて周りからの偏見、差別で、例えば、事件があって、事件を起こした方の精神病院の通院歴なんかが結構メディアで報道されることが多いんですが、やっぱりそのことでまたすごく傷ついてしまったり、すごく調子を崩してしまったりという方も多いんですね。

でも、実際には、やっぱり何かのきっかけで誰でもなり得る病気、障がいですし、今、お話にありましたようないじめとか虐待やったりとか、あと頑張って働き過ぎてしんどくなってしまうということで病気になってしまう方というのは多いので、早い段階というか、一般に関心のない方によりよく知っていただいて、実際に自分だったりとか、周りの方がそういう精神疾患になられたときに、そういう偏見を持たずに初期対応をすぐにされた方がやっぱりひどくもなりにくく、早く対応ができると思いますし、どうしてもうつとかね、今、本当に厳しい社会、厳しい時代なので、うつが多くなって、その辺の認知度は高まっているとは思いますが、ちょっと健康問題みたいなところでは多いのかなと思います。人権問題としても、本当にもう少し広めていけたらいいなと思っています。

実際に私が所属している法人なんかでは、本当にその支援の方で手が一杯で、なかなか啓発までできたらいいなと思っても、手が回せないなというところが実情なんですけれども、本当に知ることと出会うことで、危ない人たちだったりとか怖い人たちではない、誰でもなる病気だし障がいだということがわかってもらえるのかなと思っています。

○会長

ありがとうございました。

やはり、精神疾患の方々に対する認知度を高めるための啓発・啓蒙活動というのは、それまだまだ、周りも自分たちの団体も十分なものではないという、そういう、今後これを期待しておきたいという御意見ではなかったかと思います。

はい、ありがとうございました。これで、御出席の方全員には、一応御意見をお伺いしたわけですが、全体を通して何か特に再度コメントをしておかないといけないとか、あるいはこれだけは伝えておかないと、ということがございましたら、この場で再度御意見を伺わさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員

ずっとお話聞いてたんですけどね。人権に対する基礎知識みたいなモデルがあるんやったら、そういうものを一般市民にわかりやすいようにつくれるのかどうか。あと、枝葉としては、例えば、障がい団体の人、障がいでも今、肢体児とかそれから精神的な人とか色々あるわけですよね。そういうのも、高齢者に対してはこう、学校教育に対してはこう、子どもたちにはこう、というその部分別に、要するに、そういう知識本がつくれるのかどうかですね。

我々も極端な話、差別用語があったとしたら、どこが差別用語でどこまでがどうかというのは、全くわからないという市民もたくさんいらっしゃいますよね。

そういうその基礎知識本みたいな物が八尾市でつくれるのかどうかですね。そこから、ここに具体的には、こんな事例が出ますよ、こんな事例が出ますよ、ということで、各地域の福祉委員会とか地域に入ったときに、地域に応じた講義を、その研修をね、啓発をするということができると違うかなとは思っていますよね。

例えば、障がい者団体の方へ行くと、障がい者に対する、こういうものはこうやってっていうことの知識本、あるいは、こういうことを啓発した方が人権に対しては非常にいい考え方になるよという、そういう知識本みたいな物がつけれないのかどうか、この辺がね、

ちょっとすみませんが。

○会長

こういう、啓発テキストの作成というのは、どういったところが主体的になるということになるんでしょう、八尾市では。人権協会とか人権啓発推進協議会とか、そういうところということでしょうか。

○委員

一昨日、水曜日に、ここの八尾の障がい福祉課から、先程ちょっとお話申し上げましたけど、その差別解消法についての素案、案ということで出していただいたんですよね。その中で、終わりの方に、100%これはこうですよというんじゃないしに、例えば、障がい者の車いすの子に対してのこういう発言がどうだ、という凡例のような例示というのは10件あまり、例を引いて説明をされている部分があります。これは、その100%、何もかも知的障がいとか、私たちの団体は4団体とあって、知的障がい、聴覚障がい、それと身体障がい者と先程ちょっと出ました、知的でも自閉症の会とかいう方の団体でありますけど、その中で各種類において、こういうことはだめですよというような例は提示していただいております。

○会長

ありがとうございました。

あの、事務局の方から何か補足意見とかありましたら。

○事務局

補足といいますか、正直、ちょっと感想めいた話になってしまうかもしれません。

先程、委員から御指摘いただきました御意見というのは、正直、本日の御審議いただいておりますその案件の内容そのものにほぼ重なる部分になるのかなと思っております。

先程、委員からも御指摘いただいたように、例えば、各種団体での取り組みを縦といいますと、地区での取り組みを横というような御意見をいただいていたかと思えます。そういったような形で、それぞれの取り組みをされる中で、やはりちょっとどうしていくべきかというところがちょっと今回のお話なのかなと思っております。

どういった人権課題があるのかという部分は、例えば、大阪府の方が作成をしております冊子とかがございますので、そういった人権課題がとか、こういったところが課題だよということは言っていけるのかなと思うんですけれども、そういった人権課題に対して、どういった啓発が有効なのかとか、こうあるべきといいますか、そういった御説明というのが、多分、今それぞれが悩みながら取り組みを進めているところなのかなと思っております。

我々、地区の分でいいまでも、今回のちょっと資料の中でも、事務局として関わっております人権啓発推進協議会の地区人権研修の方もちょっと資料をつけさせていただいております。その取り組みでかかわる中でも、やはり地元が一番近い問題として、高齢者であるとか、子どもであるとか、先程委員の方からもちょっと精神障がいに関する方の取り組みが事例として挙がっていないというような御指摘もいただいたところかと思っております。そういったような、テーマ設定とか、まあもっと平たくいいますと、集客といいますか、研修の参加者の増ですね。そういったものを見込むところにやはり取り組んでいただいているところ、皆さん、それぞれ課題を抱えながらしていただいているのかなと。

もう1個レベル高いところでいいますと、やはりその実施するにあたってのより有効な

啓発の手法がいかなるものなのか、そういったところが、やはり皆さん取り組んでいた中で、そして関わっている我々職員側の方もちょっと課題としてずっと認識しているんですけども、正直なところ、明確な答えが全然ないというところになっております。ですので、例えば、そういう冊子をつくってはいかがという御提案に対しては、ちょっと今日、明確な答えにはならないと思うんですけども、今後、そういった部分の作成も含めて、ちょっと課題として認識していく必要があるのかなというふうに思っております。

すみません、ちょっと、幅広がりでしたが、以上のような感じだと思っております。

○会長

ありがとうございました。

御指摘を積極的に受けて入れて、研修と絡ませながらですね、取り組んでいこうということではないかと思えます。

他に何かございませんでしょうか。

それでは、事務局の方から何か、特に。

○事務局

はい、すみません。前回審議会以降、新たに八尾市内で発生いたしました差別事象等につきまして、御報告をさせていただきたいと思えます。

本日は、机上に配付させていただきました資料4の方をご覧くださいませでしょうか。

資料4にお示しのとおり2件の差別事象が発生しており、同和問題に関するものが1件、外国人に関するものが1件でございます。

まず、1件目といたしまして、平成27年11月15日に、市内路上において、自転車に乗った5、6名の人が、一市民に対して「この辺は昔、(旧地名)といわれたところやろ」との発言があったものです。

直接、発言を受けられた当事者の家族の方から通報があり、このときの5、6名について何か案内されているようであり、たまたま家の前にいた家族に対して、突然、「この辺は昔、(旧地名)といわれたところやろ」と発言があったもので、このことについては差別性を感じたと申し出がございました。

2件目といたしまして、平成28年1月7日に、八尾図書館において、利用者Aと利用者Bが閲覧席のサイドテーブルの使用について言い争っていたところ、利用者Aが利用者Bに対して、「朝鮮人ちゃうか」との発言があったものです。

本事象の対応といたしましては、言い争いの仲裁に入っていた職員が、その場で差別性を指摘いたしました。啓発につなげようと試みましたが、利用者Aは職員の制止を振り切って、そのまま退館されたところでございます。

甚だ雑駁ではございますが、差別事象等につきまして、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

只今の事務局に御説明いただきました差別事象等について、皆さん方から何か御質問とか御意見とかございませんでしょうか。

○委員

以前の審議会でも、毎回、差別事象を色々御報告いただいて、一つ一つ見て、それを議論するというのもなかなか難しいところがあるんですが、やはりそれぞれについての対応

がね、やはり効果が上がる方法でなかなかやっぱり行われにくい、行政上の色んな壁もありますし、個人情報保護法であるとか、色んなものがありまして、なかなか率直な話し合いができないというような現状がやっぱりあります。

もちろん、個人の方のその責任追及というのを何か目的とするわけではありませんが、しかしまあやっぱり差別を受けたり、心ない色んな対応を受けた場合には、被害者の救済ということをやったりどうしても問題になるわけで、そのためには、最低、まず事実の確認、それからそれがどのような背景で行われたか、それからそれがどのような結果をもたらすかということについて、やはり当事者の中でしっかりと共通の認識を持っていただくということはやっぱり大事やというように思います。

今の制度的な枠組みは何もありませんので、今日も活動の報告を色々お聞かせいただいて、それぞれの団体で一生懸命、毎日、御苦勞をいただきながら取り組みをされているんですけども、さっきもちょっと指摘もありましたように、なかなかその経験を交流したりとか、また、共通の取り組みを一緒に進めるということがまだなかなかできていないという問題もあると思ひまして、前回、前の会議でも私ちょっとだけお話しさせていただいたんですが、この障害者差別解消法の中でですね、地域の協議会の問題なんかも提起はされてますから、できれば、この人権の侵害あるいは差別というようなことについての一定のガイドラインみたいなものを、やはり行政が持つ必要があるんじゃないかなど。それに基づいて、具体的な事象で、それぞれの団体において、個別な対応で解決ができる、あるいは効果が上がるということであればいいんですけども、なかなかそこに至らないという場合には、できれば八尾市の中に、行政機関とは独立した形で、むしろ行政機関に対しての行動の提起あるいは提言、そのようなものをしっかりと行えるような形で、市民の方を中心にして、そういう人権問題についての救済を図るような、名称は別にしまして、人権委員会のようなものが設置できないかなというふうに考えています。

個別には、ちょっと勉強会なんかを始めさせていただいてまして、前の民主党政権の中で、人権擁護法案は、実は閣議決定までされたんですけども、残念ながら急な解散、総選挙と、また政権の交代という中で、実は人権擁護法案が頓挫をしてしまったというような経過もありますので、そうしたところに盛られた内容とか、あるいは国際的な取り組み、色んなものをぜひその中に反映をさせて、さっき申し上げたように、差別を規制する法律がありませんが、それを待っているのはなかなか現実の問題が解決しないということもありますので、できればそういうところを取り上げて、適切な解決の方向に色んなところが力を出せるような、そういう権限を持った組織をできないかというようなことをぜひこれから考えていきたい。

今、何回か、各地の色んな取り組み、特に今障がい者差別について条例化をして取り組んでおられる府県、あるいは自治体もありますので、そこらの経験も実はお聞かせいただいたりしてますから、できればここ1年ぐらいの間にですね、そういうモデル案を一度この審議会の中でも議論をしていただけたらと、そのたたき台になるようなものが出せたらということで努力をしたいというように思っておりますので、また、もしそういう機会が訪れましたら、積極的な皆様方の御意見もお聞きして、実現の方向にめざしていきたいなというふうには思っておりますので、よろしく願ひします。

○会長

ありがとうございました。

他に何かございませんでしょうか。

はい、それでは、時間も押してまいりましたので、これで本日の案件を終了したいと思いますけれども、八尾市における人権教育・啓発プランの作成にも携わっていらっしゃいます池田副会長に簡単な御意見といたしますか、総括めいたところを少しお願いできますでしょうか。

○副会長

先程ですね、委員から御意見をいただいていた、何か人権にかかわる冊子ということなんですけれども、つい先日、プラン策定審議会第3回目で終了ということだったかと思うんですけれども、人権教育・啓発プランのところで作成しました冊子について、1点事務局の方に伺いたいんですけれども、完成しましたら、まずこの審議会等で配付であるとか、あとはその他どういったときにお使いになるのかということをお伺いしたいと思います。

○事務局

今、御紹介いただきました第2次八尾市人権教育・啓発プラン、こちらの方、今年度策定ということで、今、取り組んでおります。

御紹介いただきましたように、先日の審議会でもって、まずその案を審議会として確定させていただいたところになっております。こちらにつきましては、最終微調整を今からさせていただき、議会報告を経ましてですね、製本化されたものを、この人権尊重社会づくり審議会の方でも、今、申しましたように、ちょっと年度あけてからというタイミングにはなりますが、資料として御提供させていただきたいと思っております。

また、次年度以降、そのプランに基づくその進捗状況の報告という形も、当然、審議会の案件として御紹介させていただくこととなりますので、まず、プランに基づくものの、この審議会に対する周知というのは以上のような形になります。

○副会長

ありがとうございました。

今回の審議会の中で、委員の方々から色々な御報告等ですね、あとは今後の課題というものを御説明いただきまして、非常に痛感いたしましたのが、その先程携わらせていただいていると申しあげました人権教育・啓発プラン策定審議会の方でもワークショップ等参加させていただいたんですけれども、やっぱり、まず、その知らないという、気づいてないということをお伺い申し上げましたけれども、その段階から色々な活動の中で関心を持っていただくということ、知っていただくということにまず来ていただくところが非常に難しいということで、先程のお話の中にもありましたように、例えば、企業の方であるとか、子どもさんとか、何か悩みを抱えていて、実際に積極的な人はそういったところに足を運ぶけれども、そうじゃない人にどう働きかけるのかということが非常に難しいということなんです。なので、その取り組みをいうものを、今後、本当に考えていかないと、知っている人は知っている、知らない人はいつまでも知らないという状況で苦しみ続けなければならないということが非常に辛いところだと思いますので、その取り組みからまずは始めて、そういった活動を一つずつこなしていくことが、点から線につながっていくところになるのかなというふうに、非常に今回は感じました。今後また、審議会が開催される中で、皆様と色々な御意見を頂戴しながら考えてまいりたいと思います。

○会長

どうもありがとうございました。

本日はですね、日頃顔を見合わせながら、なかなかそれぞれの団体がどういう活動をし

ているかというところまで見れない状況の中で我々話していたわけですが、本日の報告等におきまして、その組織の中が少しは我々共通したものとして認識できたのではないかと、そういう機会としても非常によかったのではないかと考えております。

案外その中では、共通した問題意識や課題というものがあるということと、ひょっとしたら、他の組織の活動を見る中であって、自分たちの組織の中に何かグッドプラクティスとしてですね、活かせるものをくみ取られた方もいらっしゃるのではないかと思います。

今日、さまざまな委員の方が御指摘、あるいは共感されたことかと思えますけれども、やはり、自分たちの活動がどういうふうに社会に認識されるべきか、あるいは認識してもらいたいかというところが非常に重要なところだと思いますので、今後、そうした会を積極的に設けていただいて、認識を縦にも横にも広く及ぼしていくような、そういう感じに持っていただければというのが、私が強く望むところでございます。

以上をもちまして、本日の案件、すべて終了いたしました。委員の皆さんにおきましては、議事進行に御協力賜りまして、どうもありがとうございました。先程も出ましたように、委員の方々から寄せられた意見について、事務局におかれましては、それを今後の行政の中に十分に活かしていただけますように、よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

本日は、大変お忙しい中、会長・副会長をはじめ、委員の皆様にご出席を賜り、また、熱心に御議論いただき、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

いただいた御意見を参考とさせていただき、今後の本市の人権尊重の社会づくりに活かしてまいりたいと考えております。

それでは、以上をもちまして、第30回八尾市人権尊重の社会づくり審議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。